

名護市農水産物供給強化拠点施設
栽培プラント設備設計業務委託
仕様書 別添

業務区分等

栽培プラント設備及び栽培設備工事の区分

栽培プラント設備設計業務委託、栽培設備工事の範囲を下記のとおりとする。

①下記表1の室に配置予定の栽培関連機器*1、備品、その他の設計業務、取付工事とし、冷凍冷蔵施設及び躯体等の建築実施設計業務、建築工事は別業務にて行う。

表1

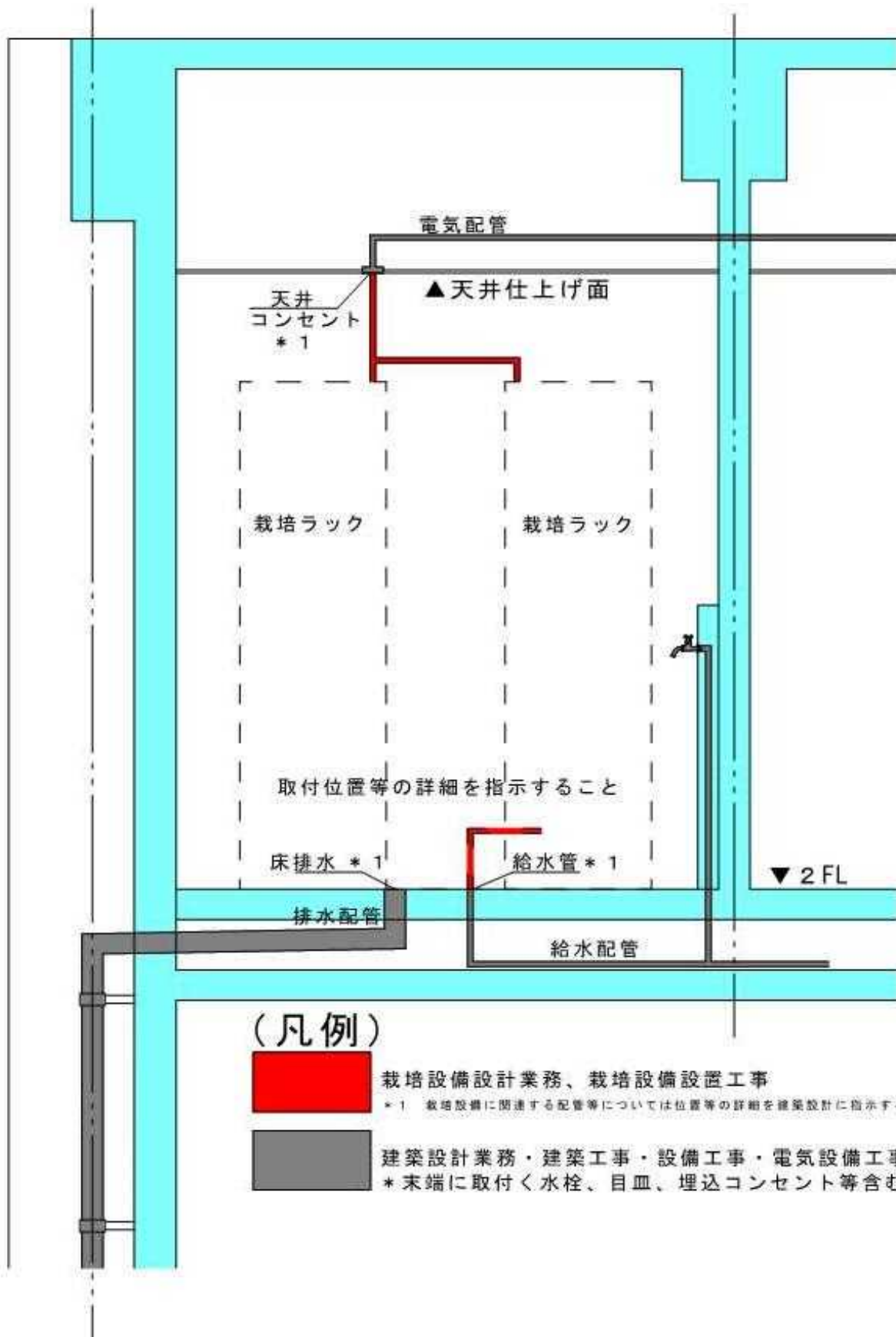
室名	栽培関連機器 *1	備品、その他
栽培室A・B	●	●
播種室	●	●
ろ過装置	●	●
トリミング室	●	●
パッケージ室	●	●
箱詰室	●	●
保冷库	●	●
EV前室	●	●
洗浄室	●	●
廃棄前室	●	●
廃棄室1、2	●	●
資材庫	●	●

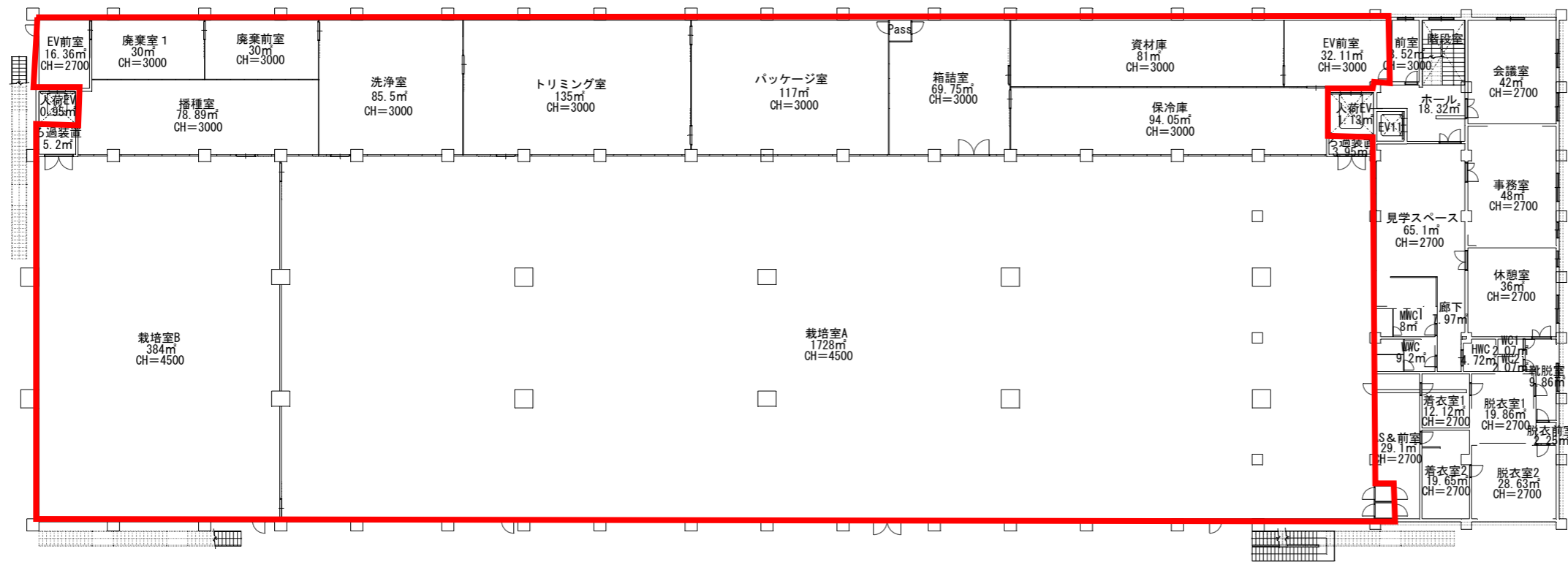
*1 栽培関連機器とは・・・空調機器、換気設備機器、特殊な照明機器、二酸化炭素設備、栽培ラック、エアシャワー、ベルトコンベア、ろ過装置、脱水機、除湿器、洗浄機、金属検知器、シーラー、集中管理に関する機器、その他栽培に必要な機器、上記室に配置する机、シンク等、備品関連等

②栽培関連機器に関連する配管、電源等については、建築実施設計業務委託、建築工事では、建物に取り付く配管（躯体埋設配管、天井裏配管等）、目皿、埋込コンセントまでを対象とするため、それ以降について行う。

③表1の室に関連する栽培関連機器、備品等に関連する建築物躯体埋設配管等、スリーブ位置、躯体開口、電源位置、給排水口、集中管理に関わる配管等、その他関連機器に関する指示事項（仕様・φ・材質・規格等）、栽培関連機器に関わる業務は、栽培プラント設備設計業務にて図示にて指示をして、建築実施設計業者との調整を図り建築実施設計業務委託に反映されているか確認を行うこと。

栽培プラント設備及び栽培設備工事の区分凡例





範囲の室について
 本業務では栽培設備・機器に関連する設計業務を行う。また、設置工事においても同範囲で行うことを想定している。

栽培設備等を管理・制御するシステム類（パソコンやモニターなど）の設置場所については、上記の範囲にこだわらず別業務と調整を図り決定する。

